

第 1 3 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の
一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 5 年（ 2 0 2 3 年） 3 月 2 4 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

期末手当の支給日等に係る規定を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の
一部を改正する規則

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成
29年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合
にあっては基準日以前3か月間、基準日が12月1日である場合にあ
っては」を削る。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第
2号とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外
の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等
により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等
を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときに
おける割合は、0とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6か月間」とあるのは、「3か月間」とする。
- 3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。